# 第134号 あおいろひろば

**T900-0021** 

TEL: 098-868-8218 e-mail: info@naha-aoiro.ip

※所得税・消費税口座振替日 が変更になっています。

#### 所得税 5/15 消費税 5/19

※申告期限・納付が再延長に なっています。(未申告の方) ※詳細は事務局までご連絡 下さい。

# 『新型コロナに負けない!』 今できる支援を積極的に行います!

# 会の運営について

4月より新規入会者の説明会や、パソコン会計コースがスタートする予定でしたが、新型コロナウ イルスの影響で開催が出来ない状況にあります。

前年度は 285 名のご入会があり、心も新たに帳簿記帳やパソコン会計など、チャレンジしていこう と考えていた方も多いのではないでしょうか。その矢先、新型コロナウイルスが猛威を振るい、遂に、 沖縄県にも「緊急事態宣言」が発令されました。

そこで、「みんなで未来を変えよう!沖縄5分の1アクション」 を会においても行ってまいります。できる限り相談等は電話での 対応とさせて頂き、どうしても職員と対面で相談しなければなら ない場合は、事前にご予約のうえご来局下さい。今後の状況次第 では、事務局職員が在宅勤務体制となる事も検討しております。 ご理解とご協力をお願い致します。



### 【事務局内において新型コロナウイルス感染対策】

事務局内 ⇒ 換気、次亜塩素酸水による空間消毒 その都度除菌、飛沫防止ビニールシートの設置

職員、アルバイト ⇒ マスク着用、手洗い、手指消毒 来局の皆様 ⇒ マスク着用、手指消毒等、ご協力よろしく お願い申し上げます。



おい 届 ち け早 タ会

ッか おフら いお願いいがりますが、お願いがいますがありますが、かずっだったがありますがある。 1グに随時場 いの で、随 登 時 録掲



ID:@214vwwdu





新型コロナウイルス感染症対策による事務局の「個別 相談等」の休止及び「営業時間の短縮」について。

個別相談休止の期間及び営業時間の短縮 4月24日(金)~5月2日(土)

平日午前9時~午後4時まで

(電話対応のみ)

通常業務再開予定日は、5月7日(木)

※状況次第で延長になる場合があります。

# 【国】特別定額給付金(現金 10 万円一律給付)

妏 令和2年4月27日時点の住民基本台帳に記載されている人 象

• 国内に住む日本人

• 3カ月を超える在留資格などを持ち住民票を届け出ている外国人

日程は各市町村が決定。申請期限は受付開始から3カ月以内 申請受付

支給開始 各市町村が決定

手続きについて

- (1)住民票がある市区町村から申請書が送られてくる
- ②申請書に世帯主が本人名義の金融機関の口座番号などを記入し、口座を確認できる書類と本人確認 の書類のコピーを一緒に返送
- ③家族分の給付金がまとめて振り込まれる
- ※またマイナンバーカードを持っている人は、オンラインでの申請もできるということです。

|お問合せ先:総務省コールセンター 03-5638-5855|

# 【国】持続化給付金(仮称)(個人事業主最大 100 万円)

フリーランスを含む個人事業主や中小の法人が、外出の自粛や需要の落ち込みの影響を受け、 売り上げが大きく落ち込んでしまった時の給付金。

#### 【返済の必要はありません】

この制度では、返済の必要がない給付金を受け取ることができます。ことし1月から 12 月ま でのいずれかの月に、売り上げが去年の同じ月に比べて半分以上減少していることが条件です。

支給額は売り上げの減少に応じた算出方法で決まります。

#### 【個人事業主は最大 100 万円】

フリーランスを含む個人事業主の場合は、上限は 100 万円 法人の中小企業や小規模事業者の場合は、上限は 200 万円

※窓口が混雑するのを避けるため、原則としてネットを通じ て申請してもらう方向で調整しており、5月の大型連休明 けの給付開始を目指しています。

【売上減少分の計算式】

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比 50%減の月の売上 × 12 か月)

(例: 昨年の売上が月50万、年600万) 令和2年4月の売上20万

前年同月比 50%減の 4 月の売上 20 万 を売上減少分の計算式に使用

600万-(20万×12か月)=360万 100万の支給を受けられます。

|お問合せ先:中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183|

# 【沖縄県】感染症防止対策緊急支援事業(飲食店)

感染の影響や、県からの自粛要請等により経済的な影響を受けている事業者のうち、新型イン フルエンザ等特別措置法に基づく協力要請対象事業者とはならない「飲食業」で、売上が減少し ている事業者を対象に、緊急支援金10万円を支給します。

|お問合せ先:商工労働部産業政策課 098-866-2330 5/6 まで。5/7 以降、県 HP にて

# 【沖縄県】感染症拡大防止協力金(仮称)

新型インフルエンザ等対策特別措置法による協力要請や特措法によらない協力依頼を受けて、 協力要請・依頼をした翌日、4月24日から5月6日の全期間休業に応じていただいた事業者を 対象に協力金(20万円)を支給します。 お問合せ先:上記

# 【沖縄県】感染症防止対策支援事業(仮称)

感染の拡大や、これまでの外出自粛要請等に応じて、経済的な影響を受けている事業者のうち、 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請対象事業者とはならない「小売業等」で、 売上が減少している事業者を対象に、<u>支援金10万円</u>を支給します。

また、国等から支援の受けられない<u>認可外保育園事業者</u>を対象として、<u>支援金(10万円)</u>を 支給します。※「小売業等」の範囲については、詳細調整中です。お問合せ先:左記

# 【国】学校等休業助成金•支援金

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休校で、仕事を休まざるを得なくなった従業員ために、休みの間の給与を「助成金」や「支援金」で事業所を支える制度があります。

#### 【雇用されている人は】

小学校や幼稚園、保育所などの臨時休校で子どもの面倒を見るために仕事を休まざるを得なくなった保護者が、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得した場合、日額8330円を上限に勤務先の会社を助成する厚生労働省の制度があります。この制度を利用するには保護者が会社に申し出て、会社側から申請書を出すことになっています。

また、「事業専従者(家族従業員)」の場合には「支援金」が対象となります。

#### 【個人事業主の人は】

フリーランスで働く保護者には、一定の条件を満たした場合、日額 4100 円の支援金を受けられる制度があります。

お問合せ先:学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999

# 【国】無利子・無担保の融資(沖縄公庫)

フリーランスを含む個人事業主などが、外出の自粛や需要の落ち込みの影響を受け、収入が大きく落ち込んでしまった時には、「無利子・無担保の融資」があります。

#### 【利子なし 担保なしでお金を借りられます】

新型コロナウイルス感染症特別貸付などの融資制度と特別利子補給制度をあわせて、実質的に無利子・無担保で融資を受けることができます。

#### 【上限は3000万円】

中小企業などの資金繰りを支援するための制度で、フリーランスを含む個人事業主も対象となっていて、上限は 3000 万円となります。

日本政策金融公庫などに加えて、今年度の補正予算成立後は地方公共団体の制度融資を活用する形で、民間金融機関からでも実質的に無利子無担保の融資を受けることが可能になります。

お問合せ先:沖縄振興開発金融公庫おもろまち本店 098-941-1795

### 【市町村】住居確保給付金

休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない人には、国や自治体が家賃を支給する「住居確保給付金」という制度があります。

#### 【休業による収入減少も対象に】

これまで離職や廃業で仕事を失ってから2年以内の人が対象でしたが、新型コロナウウイルスの感染拡大を受けて、休業などで収入が減った人も受け取れるようになり、4月 20 日から受け

 $\widehat{(3)}$ 

付けが始まります。

世帯の生計を支えていたものの仕事を失ったり収入が減ったりした人が対象で、給付を受け取れる期間は、原則3か月間、最長で9か月間です。

世帯収入と預貯金に一定の基準が設けられており、地域によって異なります。

お問合せ先:各市町村・各社会福祉協議会

# 【市町村社会福祉協議会】生活福祉資金貸付制度

新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活費に困った時には、生活資金を借りられる「生活福祉資金貸付制度」があります。

#### 【状況によって支援額が変わります】

この制度は「休業」と「失業」で個人が支援を受けられる資金の額が変わります。

- 「休業」などで収入が減少し一時的な資金が必要な人は最大で 10万円を、このうち学校の臨時休校などの影響を受けた場合は最大 20万円を、それぞれ借りられます。
- 「失業」などで生活の立て直しが必要な人は、単身なら月に最大 15 万円を、2 人以上の世帯なら月に最大 20 万円を、それぞれ原則3か月間、無利子で借りられます。

#### 【所得に関係なく利用できます】

「生活福祉資金貸付制度」は、生活保護の給付を受ける状況になる前に、国が低い利息で当座の生活費を貸し付け、再就職などに役立ててもらうためのもので、「第2のセーフティーネット」とも呼ばれています。

今回、新型コロナウイルスの影響で対象が拡大され、利用する場合には、所得に関係なく利用できるほか、返済までの期間が延長されました。

また、所得の減少が続き、住民税が非課税となる状況となった世帯については返済を免除するとしています。

お問合せ先:各市町村・各社会福祉協議会

# 【国・市町村】納税の猶予や減免

政府の緊急経済対策では税制面の対策も盛り込まれ、納税の猶予や減免なども受けられる場合があります。

#### 【納税の猶予】

収入が大きく減ったフリーランスを含む個人事業主は、所得税や消費税などの国税の納付や、 固定資産税など地方税の徴収が「1年間 猶予」されます。

対象となるのは、ことし2月以降の1か月以上にわたって、収入が、前の年の同じ時期に比べ、20%以上減少するなどした場合です。

通常、納税や徴収を猶予する場合は、原則として、担保の提供が必要で、延滞税や延滞金も課されますが、今回は、特例として、いずれも免除されます。

猶予が認められれば、年金や健康保険などの社会保険料についても、同様に、支払いが猶予されます。 お問合せ先:所轄の税務署・各市町村の国民健康保険課

#### 【固定資産税の減免】

売り上げの減少が続く個人事業主は、設備や建物にかかる固定資産税や都市計画税が、来年度(令和3年度)の1年分に限って「減免」されます。

ことし2月から 10 月までのうち、3か月間の売上高の減少幅が、前の年の同じ時期に比べ 30%以上 50%未満の場合は「半額」、50%以上減少している場合は「全額」が、それぞれ「免除」されます。

お問合せ先:各市町村の資産税課